

令和 8 年 4 月

市長定例記者会見

日時 4月2日(木) 午前11時

資：資料
ポ：ポスター
図：地図など

写：写真
ち：ちらし

場所 市役所本庁舎4階 庁議室

	(記者会見項目)	添付				(担当課)
		1	2	3	4	
1.	「こども誰でも通園制度」の利用認定の申請を受け付けしています					子ども課
2.	出張ひろば「わいわいキッズ」を新たに矢立公民館・下川沿公民館で開催します					子ども課
3.	大館市中小事業者経営強化・革新事業をご活用ください					商工課
4.	大館市空き店舗再生推進事業費補助金をご活用ください					商工課
5.	林野火災注意報・警報の運用を開始します	資				消防本部
6.	春の火災予防運動が始まります					消防本部
7.	「市長と話そう in 比内地域」～石田市長が地域課題をお聞きします～					総務課

「こども誰でも通園制度」の利用認定の申請を受け付けています

子ども課

市では、令和8年4月から、保護者の就労の有無や利用目的を問わず、月10時間まで保育園等を利用することができる「こども誰でも通園制度」を実施しています。

利用を希望するかたは、事前に市への申請を行い、利用認定を受ける必要があります。

申込方法や制度の詳細については、「おおだて子育てねっと」で確認していただくか、子ども課子育て支援係までお問い合わせください。



おおだて子育てねっと こども誰でも通園制度ページ

(<https://www.city.odate.lg.jp/kosodate/guide/birth/ikuji/p12801>)

○対象

保育園等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子ども

○実施施設（令和8年4月現在）

大館乳児保育園、釈迦内保育園、十二所保育園、西館保育園、東館保育園

お申込み・お問合せ 子ども課子育て支援係

☎43-7053（内線330）

出張ひろば「わいわいキッズ」を 新たに矢立公民館・下川沿公民館で開催します

子ども課

市では、出張ひろば「わいわいキッズ」を令和8年4月から、新たに矢立公民館・下川沿公民館でも開催します。

出張ひろば「わいわいキッズ」は、保育園等に入園前の乳幼児とその保護者向けに、子育てに関する情報交換や交流の場を提供する「子育て広場」事業の出張版です。

利用を希望するかたは、城南保育園分園子育て相談室（42-8185）にお申し込みください。

○日程

毎月第1・第4・第5木曜日：比内公民館

毎月第2木曜日：矢立公民館（新規）

毎月第3木曜日：下川沿公民館（新規）

※各日共通 9：30～14：30

○対象

保育園等に通っていない乳幼児とその保護者

※なお、城南保育園分園子育て相談室では、平日毎日、子育て広場「つくしんぼ広場」を開催しています。こちらも従来通りご活用ください。

お申込み・お問合せ 子ども課子育て支援係

☎43-7053（内線329）

大館市中小事業者経営強化・革新事業をご活用ください

商 工 課

市では、物価高騰の影響を受けている中小事業者が行う、コスト低減や生産性向上に向けた取り組みを支援し、経営の基盤強化や革新が図られるよう、以下の補助事業を実施しています。

○中小事業者GX推進事業費補助金

脱炭素化・省エネに向けた機械設備の更新や導入、改修工事等に係る経費を補助します。

- ・ 補助対象 ①省エネ設備への更新（空調、照明、変圧器、業務用冷蔵冷凍庫等）
②特定設備の導入（木質バイオマスボイラー、蓄電池を伴う完全自家消費太陽光発電システム）
③断熱改修工事（断熱材の導入、サッシの断熱化）
④BEMS（建物のエネルギー管理分析システム）の導入
- ・ 対象経費 設計費、工事費、設備費等
- ・ 補助率 2分の1（上限100万円）

○中小事業者GX推進事業費補助金（LED化推進枠）

蛍光灯の製造と輸出入が禁止となる2027年に備え、LED照明器具への交換または更新に係る経費を補助します。

- ・ 補助対象 ①蛍光灯からLEDへの交換
②既存のLEDからより省エネ性の高いLEDへの交換
- ・ 補助対象 設計費、工事費
- ・ 補助率 3分の2（上限20万円、下限1万円）

○中小事業者DX推進事業費補助金

業務改善・効率化ソフトウェア、クラウドシステムの導入、工場や倉庫（1,000 m²以上）へのWi-Fi等の通信機器の導入に係る経費を補助します。

- ・補助対象
 - ・ソフトウェア、クラウドシステム、Wi-Fi等の通信機器の導入
 - ・コンサルタントへの委託
- ・対象経費 借損料、利用料、委託料、設備備品費
- ・補助率
 - コンサルの指導なし：2分の1（上限100万円、下限20万円）
 - コンサルの指導あり：4分の3（上限150万円、下限30万円）
 - 1,000 m²以上の工場等の通信機器：2分の1（上限300万円、下限30万円）

○地域ブランド創出・拡大事業費補助金

小売販売可能な加工品の開発、販路開拓、生産規模拡大等に係る経費を補助します。

- ・対象経費
 - 創出型：謝金、旅費、借損料、調査分析費、展示会等出展費、産業財産権等取得費、広報費、原材料費、試作・実験費
 - 生産拡大型：設備備品費
 - 販路拡大型：展示会等出展費（関連経費含む）
- ・補助率
 - 創出型：3分の2（上限100万円）※商品開発、販路開拓等
 - 生産拡大型：2分の1（上限300万円、下限100万円）※生産規模拡大等
 - 販路拡大型：3分の2（上限20万円）※既存商品の展示会出展等

○物流事業者支援事業費補助金

市内の物流事業者が所有する物流車両の台数に応じて、助成金を支給します。

- ・対象者 市内に事業所を置く中小の貨物自動車運送事業者

- ・対象車両 補助対象者が所有、もしくはリース契約を結んでいる貨物車両
- ・補助金額 軽貨物自動車 : 5千円/台
上記以外の貨物自動車 : 1万円/台

※申請締め切りは10月30日(金)

お問い合わせ 商工課商工係
☎43-7071 (内線476)

大館市空き店舗再生推進事業費補助金をご活用ください

商 工 課

市では、**中心市街地の活性化を図るため、空き店舗・空き家の再生に取り組む方に対し、建物の購入費や改修工事費の一部を補助します。**

補助金の活用については、事前の申請・審査が必要となりますので、詳しくは商工課商工係へご相談ください。

○対象となる方

- ・対象区域内（御成町周辺区域、大町周辺区域、比内町扇田区域、早口駅前区域（別紙参照））の入居者がいない状態が1年以上続いている店舗や住宅を、不特定多数の方が利用する店舗やサービス施設として、今後10年間活用するかた
- ・その他の区域も対象となる可能性がありますので、詳しくはご相談ください

○対象となる経費

- ・不動産購入費（賃貸借料は除く）
- ・改修工事費（物品等の購入費は除く）

○補助額

- ・空き家1棟利活用の場合
補助対象経費の3分の2以内（上限200万円まで）
- ・空き室利活用の場合（空き建物の一部を利用）
補助対象経費の3分の2以内（上限100万円まで）

お問い合わせ 商工課商工係

☎43-7071（内線476）

林野火災注意報・警報の運用を開始します

消防本部

昨年2月26日、大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、火災予防条例の一部を改正し、令和8年4月1日から林野火災を予防するため「林野火災注意報・警報」の運用を開始します。

気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、「林野火災注意報」を発令し、また林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合は「林野火災警報」を発令するとともに、防火指導の強化や火の使用制限の徹底を行います。

林野火災は、ひとたび発生すると早期に拡大し、人命や家屋等を危険にさらすこととなりますので、火の取り扱いには注意を払い、発生防止に努めてください。

お問い合わせ 消防本部予防課

☎43-4151

林野火災注意報・警報の発令基準などについて

消防本部予防課

○ 林野火災注意報の発令基準

2月から6月の期間において、以下の①又は②のいずれかに該当する場合

① 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下

② 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表

※ただし、当日に降水が認められる場合や積雪がある場合はこの限りではない。

○ 林野火災警報の発令基準

2月から6月の期間において、林野火災注意報の指標に加え、強風注意報が発表された場合

○ 林野火災注意報・警報発令時の規制について

火災予防条例により以下のとおり、火の使用制限がかかります。

(1) 山林、原野等において立木や雑草などを焼却する行為をしないこと。

(2) 煙火（花火）を消費（使用）しないこと。

(3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

(4) 屋外においては、ガソリン・灯油等の燃料や段ボール・新聞紙等の燃えやすい物の付近で喫煙しないこと。

(5) 山林、原野等において喫煙をしないこと。

(6) 屋外において煙草の吸殻や、灰を捨てる際は火が確実に消えていることを確認し始末すること。

○ 林野火災注意報・警報発令時、「火の使用制限」に従わなかった場合について

林野火災注意報は、警報発令前の前段階に位置付けられ、罰則を伴わない努力義務です。

一方で、林野火災警報発令時に火の使用制限に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で規定されています。

春の火災予防運動が始まります

消防本部

火災予防意識の普及啓発及び防災意識の向上を目的とした、春の火災予防運動が始まります。

期間中は、各地区防災訓練や大型商業施設における火災予防のチラシ配布を行うほか、事業所や大型店舗、危険物施設を対象に立ち入り検査を行い、設備の維持管理状況や保安管理、火気の使用状況について検査・指導を行います。

また、この時期は空気が乾燥する上、風が強く、例年、枯れ草焼きや屑焼きを原因とする火災が発生します。火気の取り扱いには十分ご注意ください。

- 実施期間 4月5日（日）～11日（土）
- 防火標語 「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」
- 地区防災訓練の概要

地域防災力の向上を目的とした住民参加型の防災訓練を「萩野台二区」「鳳町」「独鈷（比内）」「中仕田（田代）」の4か所で実施します。消火訓練や避難所開設訓練など、実践的な訓練を行いますので、ぜひ多くの方の参加をお願いします。



お問い合わせ 消防本部予防課

☎43-4151

「市長と話そう in 比内地域」 ～石田市長が地域課題をお聞きします～

総務課

市では、お住まいの地域ごとに、市民のみなさんと石田市長との座談会を行います。

今回のテーマは「**商工業・農林業の振興とまちづくり**」。比内地域の皆さんの申し込みをお待ちしています。

○対象 **比内地域にお住まいの方**

○人数 10人 ※申し込み多数の場合は選考

○とき 5月23日(土) 午後2時～3時30分

○ところ **比内公民館**

○テーマ **商工業・農林業の振興とまちづくり**

○申込方法 次のいずれかの方法で申し込みください

【メール】件名に「市長と話そう」、本文に「①氏名(フリガナも)②年齢
③住所④電話番号⑤テーマについて市長と話したいこと」を
記入し、kouhou@city.odate.lg.jp に送信

【郵送】申込用紙を記入し、〒017-8555 大館市字中城 20 番地 大館市
総務課広報広聴係まで送付

【持参】申込用紙を記入し、市役所本庁舎 4 階の総務課窓口へ提出
※申込用紙は市ホームページからダウンロードいただくか、総務課窓口
に設置しています

○受け付け 4月22日(水) 締め切り ※必着

○その他 ・**参加した方と活発な意見交換を行うため**、人数を 10 人に制限して
います。

・**申し込みの際に氏名、年齢、住所、電話番号、テーマについて市長と
話したいこと、すべてに記載がない場合は、受け付けしません。**

- ・当日の様子は報道機関に公開するほか、撮影した動画を市公式 YouTube で配信します。
- ・参加が決まった方のみ、開催日の2週間前までに電話でご連絡します。
- ・今後も他の地域で開催予定です。詳しくは、決まり次第お知らせします。

お問い合わせ 総務課広報広聴係

☎43-7025（内線 553）